

化学物質適正管理指針

平成16年5月
鹿児島市

1 目的

この指針は、鹿児島市環境保全条例（平成16年条例第12号。以下「条例」という。）第29条第1項に規定する化学物質（以下「化学物質」という。）を取り扱う事業者（以下「事業者」という。）が、化学物質の環境への排出の抑制及び化学物質による事故防止を図るため、化学物質を適正に管理するために行うべき措置について定めるものとする。

2 事業者が行うべき共通の措置

(1) 責任者の明確化

化学物質の適正管理に係る責任者を明確にする。

(2) 従業員への教育

従業員に対し、定期的に環境保全のための対策等について周知し、化学物質の適正管理を実施させる。

(3) 化学物質の取扱量の把握

次に規定する方法により算出した化学物質の取扱量を把握する。

取扱量＝年度当初在庫量＋年間受入量－年度末在庫量

(4) 化学物質の有害性等の把握

化学物質ごとに日本工業規格Z7250、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）に準拠した化学物質等安全データシート（M S D S）を保管する。

M S D Sがない化学物質についてはその性状、取扱方法、適用法令、有害性及び事故時の処置方法の情報を収集し、記録し、及び保管する。

(5) 化学物質を含む廃棄物の適正処理

ア 化学物質を含む廃棄物の発生抑制に努める。

イ 排出事業者が責任を持って化学物質を含む廃棄物の適正な処理を行う。

ウ 化学物質を含む廃棄物の処理を委託する場合は、産業廃棄物管理票（マニュフェスト）の使用、処分現場の確認、受託業者を監督する都道府県又は市への受託業者の廃棄物処理に係る許可の確認等を実施する。

(6) 災害及び事故への対応

ア 災害及び事故に伴う化学物質による環境汚染を未然に防止するための対策を講じる。

イ 化学物質にかかる事故等が発生したときは、直ちにその事故について応急措置を講じるとともに速やかな復旧を図る。

3 条例第31条に規定する特定化学物質取扱事業者が行うべき措置

(1) 特定化学物質の管理の体系化

ア 基本方針の決定

条例第31条に規定する特定化学物質（以下「特定化学物質」という。）の適正な管理を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を決定する。

イ 管理計画の策定

アにより定めた基本方針に則して、特定化学物質の管理の改善を図るために行うべき行動に係る具体的目標を設定するとともに、これを達成する時期及び具体的方策を定めた管理計画（以下「管理計画」という。）を策定する。

ウ 管理計画の推進

(ア) 管理体制の整備

管理計画を確実かつ円滑に実施するため、特定化学物質を取り扱う事業場ごとに、管理計画の実施に明確な責任を持ち、当該計画に盛り込まれた措置の実施の権限が与えられた責任者及び担当者で構成される管理体制を整備する。

(イ) 作業要領の策定

管理計画を実施するために必要な特定化学物質の管理に係る措置の内容を具体的に定めた作業要領（以下「作業要領」という。）を策定する。

(ウ) 教育及び訓練の実施

基本方針、管理計画及び作業要領を従業員に周知徹底するとともに、これらの確実かつ円滑な実施等を確保するため、従業員その他すべての関係者に対して、その内容に係る教育及び訓練を計画的かつ継続的に実施する。

(エ) 他の事業者との連携

他の事業者から特定化学物質の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行うよう努める。

エ 管理状況の評価及び基本方針等の見直し

基本方針、管理計画及び作業要領に照らして特定化学物質の管理の状況について評価を行うための手順及び体制を確立するとともに、当該評価の結果を基本方針、管理計画及び作業要領並びに実施体制に反映させることにより、これらの継続的な見直しの実施に努める。

(2) 適正管理のための情報の収集、整理等

ア 特定化学物質の排出量等の把握

毎年度、事業場ごとにイに規定する方法により算出した次に掲げる量を把握する。なお、市長が報告を求めた場合には、報告すること。

(ア) 特定化学物質の取扱量

事業場において取り扱った特定化学物質の量

(イ) 特定化学物質の製造量

化学反応等により新たに製造した特定化学物質の量

(ウ) 特定化学物質の製品としての出荷量

製品として出荷した特定化学物質の量

(エ) 特定化学物質の環境への排出量

次に掲げる区分ごとの環境へ排出された特定化学物質の量

a 大気

b 公共用水域

c その他の環境（土壌、埋立て処分等）

(オ) 特定化学物質の事業外への移動量

次に掲げる区分ごとの事業場外へ移動した特定化学物質の量

a 公共下水道

b 廃棄物

イ 特定化学物質の排出量等の算出方法

特定化学物質の排出量等の算出方法は、次に掲げる方法とする。

(ア) 取扱量、製造量及び製品としての出荷量

a 取扱量は、特定化学物質ごとに以下の算出式を用いて算出する。

$$\text{取扱量} = \text{年度当初在庫量} + \text{年間受入量} - \text{年度末在庫量}$$

b 製造量又は製品としての出荷量は、各々に当該化学物質の濃度を乗じて算出する。

(イ) 排出量及び移動量

次に掲げる方法のうち最も適切に把握できる方法により算出する。

（詳細は P R T R 排出量等算出マニュアル（平成 16 年 1 月 経済産業省・環境省制定）を参照する。）

a 実測による方法

実測に測定した濃度から求める。

b 物質収支による方法

取扱量から製品としての出荷量及び事業場外への移動を差し引いて求める。

c 排出係数による方法

取扱量に、排出係数（取扱量に対する排出量の割合を言う。）を乗じて求める。

d 物性値を用いた計算方法による方法

特定化学物質の物理的化学的性状に関する数値から濃度を推測して求める。

e その他の方法

a から d までに掲げるもののほか、的確に算出できると認められる方法

ウ 特定化学物質の有害性等の調査及び調査結果の整理

使用、製造、貯蔵及び保管を行っている特定化学物質について、次に掲げる項目を、それぞれ定める方法により調査し、その結果について使用管理簿等に整理する。

(ア) 特定化学物質の種類

特定化学物質の種類を調査し、把握する。また、特定化学物質については、排出量等を把握するのに必要な化学物質の購入量や使用量等を記録する。

(イ) 特定化学物質の使用目的

特定化学物質ごとの使用目的を調査し、原材料用、洗浄用その他の使用目的別に分類して整理する。

(ウ) 特定化学物質の性状、有害性等

特定化学物質ごとに日本工業規格Z7250、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律、労働安全衛生法及び毒物及び劇物取締法に準拠したMSDSを保管する。

MSDSがない化学物質についてはその性状、取扱方法、適用法令、有害性及び事故時の処置方法の情報を収集し、記録し、及び保管する。

(エ) 特定化学物質取扱施設の場所及び規模等

特定化学物質を使用する施設・設備、製造する施設・設備その他施設等（保管タンク、乾燥炉、洗浄施設等）について、それぞれの施設、設備等ごとの能力、容積、取り扱う化学物質の量を調査し、整理する。

(3) 適正管理の実施

(2)により把握し、又は収集した情報に基づいて、取り扱う化学物質について、その有害性、物理的化学的性状、排出状況、排出ガス及び排出水中の濃度等を勘案しつつ適切な手法により、次に定める適正管理の実施に取り組む。

ア 設備点検等の実施

特定化学物質を取り扱う場合には、作業要領に従って適正に作業を実施するとともに、特定化学物質の漏えいの有無等について定期的に点検し、その結果異常が認められた場合には、速やかに補修その他の必要な措置を講ずる。

イ 特定化学物質を含有する廃棄物の管理

特定化学物質を含有する廃棄物の発生抑制等に努めるとともに、廃棄物が運搬されるまでの間は、適正に保管する。また、当該廃棄物の処理を委託する場合にあっては、必要な情報を委託業者に提供する。

ウ 排出量等の削減

特定化学物質による環境への負荷の低減を図るため、次に掲げる取組を実施する。

- (ア) 取扱い工程の見直し
- (イ) 特定化学物質の排出を防止する設備の改善及び変更などによる環境への排出量の削減
- (ウ) 廃棄物の抑制、回収・再利用等による排出量の抑制
- (エ) 新技術の導入
- (オ) 作業方法の改善及び変更により現在使用している特定化学物質の使用から、より有害性の少ない代用品の使用への切り替え
- (カ) 新たな化学物質の導入時におけるより有害性の少ない化学物質の選定及び採用

(4) リスクコミュニケーションの事項

ア 体制の整備

特定化学物質の取扱いに対する市民の理解を深めるため、必要な情報を自ら適切に提供するための窓口を明確化する等体制を整備する。

イ 情報の提供等

事業活動の内容、特定化学物質の事業場内における管理の状況等について、報告書の作成及び配布、ホームページへの掲載並びに説明会の実施等により、市民の理解の増進を図る。

ウ 市民の理解を増進するための人材の育成

特定化学物質の市民の理解増進を円滑に行うため、従業員等に必要な教育及び訓練を実施することにより、人材の育成を行う。

エ 他の事業者から特定化学物質の適切な取扱い等に関する情報の提供等の要請があった場合には、適切な情報の提供等を行うよう努める。

(5) 事故の防止と緊急時の対応

事故の防止を図るため、次に掲げる事項に留意するとともに、必要な措置を講じる。

ア 事故の未然防止に努めるとともに、事故や自然災害を想定し、特定化学物質による環境汚染を回避するための対策を講じる。

イ 取扱工程における施設や設備の誤動作を防止するため、それらの作業手順や注意点などの表示をするとともに、作業前に危険ポイントの確認を行う。

ウ 事故防止や緊急時における迅速かつ適切な対処のため、全従業員を対象に安全教育を徹底するとともに、防災訓練などをを行い、連絡体制及び命令系統の整備・確認を行う。

エ 緊急時の防災活動（応急措置、汚染拡大防止策）、広報、避難、通信連絡等についての具体的行動を定めたマニュアル等を整備する。

オ 特定化学物質に関わる事故等が発生したときは、直ちにその事故等について応急措置を講じるとともに速やかな復旧を図る。